

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名



第8準備書面

平成29年1月18日

東京地方裁判所 民事第50部 合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

古 川 元 晴



同

古 川 史 高



同

伊 豆 隆 義



同

川 原 奈 緒 子



同

工 藤 杏 平



同

新 森



同

古 郡 賢 大



## 目 次

第1 はじめに .....	3
第2 原告の被告東電に対する請求が、原賠法3条1項及び民法709条のいずれによるものであるにせよ、原発事故に関する被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理は必要不可欠であり、これを許さないと解釈することは憲法14条違反であること .....	4
1　原告の被告東電に対する請求が、原賠法3条1項及び民法709条のいずれによるものであるにせよ、原発事故に関する被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理は必要不可欠であることについて .....	4
2　原告に故意過失責任の主張を許さないと解釈することは憲法14条違反であることについて .....	5
第3　原告は、被告東電の過失責任を原賠法3条1項に基づき主張することができ、仮に主張できないとすれば民法709条により主張できること .....	6
1　原賠法3条1項は、同項ただし書の「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」による場合を除く無過失責任を包括的に規定したことについて .....	6
2　原賠法3条1項は、同項ただし書の「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」による場合を除く無過失責任を包括的に規定したとの解釈は、被告東電が引用する裁判例とも整合することについて .....	7
3　被告東電が引用する行政解釈は、原賠法3条が故意過失責任を排除して無過失責任のみを定めた規定であるという解釈を示したものではないことについて .....	10
4　小括 .....	11
第4　総括 .....	11

## 第1 はじめに

原告は、被告東電に対し、原賠法3条1項に基づく請求と併せて、民法709条に基づく損害賠償請求をしている。これに対して、被告東電は、原賠法によって民法の適用は排除され、被告東電の故意・過失の審理は不要であると主張する。

すなわち、被告東電は、被告東電の平成28年4月13日付準備書面（2）において、概略

- ① 原賠法3条1項は民法709条を排除する規定であり、かつ、原賠法3条1項は無過失責任のみを定めているにすぎないから、法体系として、過失責任を主張するための根拠条文がない。
- ② 原賠法3条1項の要件事実と民法709条の要件事実とは、故意・過失の有無を除いて完全に重なり合い、このような場合、原賠法3条1項の要件事実について主張がなされることによって、同条項に基づく原子力事業者の損害賠償義務が認められることとなるから、これに加えて、故意・過失の有無を審理するまでもなく、原告の目的とする法律効果は得られており、訴訟法的観点からも故意・過失の審理は不要である。
- ③ 一般論として過失責任の下での慰謝料額の選定に当たって、故意や過失などの加害の動機や態様等の加害者側の事情が参酌されることはあり得るが、本件事故について、被告東電に故意や過失が認められないことは明らかであるから、損害論の観点からも故意・過失の審理は不要である。

と反論している。

そこで、本書面においては、被告東電の上記反論を踏まえて、原告の被告東電に対する請求が、原賠法3条1項及び民法709条のいずれによるものであるにせよ、原発事故に関する被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理は必要不可欠であり、これを許さないと解釈することは憲法14条違反であること（第2）、並びに原告は、被告東電の過失責任を、原賠法3条1項に基づき主張できるが、仮に主張できないとすれば民法709条により主張できること（第3）について従前の主張を補充する。

第2 原告の被告東電に対する請求が、原賠法3条1項及び民法709条のいずれによるものであるにせよ、原発事故に関する被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理は必要不可欠であり、これを許さないと解釈することは憲法14条違反であること

1 原告の被告東電に対する請求が、原賠法3条1項及び民法709条のいずれによるものであるにせよ、原発事故に関する被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理は必要不可欠であることについて

(1) 不法行為に基づく慰謝料請求事件において原告の損害額を算定するに当たっては、加害者の故意又は過失の種類やその程度が斟酌されるというのが判例及び通説であり、このこと自体については当事者間で争いがない。また、我が国においては種々の特別法で無過失責任が採用されているが、例えば無過失責任を規定した自動車損害賠償補償法3条や鉱業法109条に基づく慰謝料請求においても、加害者の故意又は過失の種類やその程度は斟酌されている。

(2) また、原発事故の被害者である原告にとって本件訴訟の目的は、原発事故当時の地元自治体の首長という立場から、この原発事故の発生原因としての被告東電及び被告国の責任を全面的に明らかにした上で、その責任と損害の実態に見合った完全賠償を実現し、喪失させられた信用・名誉を回復することにある。このような目的を達成するためには、原告の被告東電に対する請求が原賠法3条1項及び民法709条のいずれによるものであるにせよ、被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理が必要不可欠であることは言うまでもない。

(3) 被告東電は、過失責任の下で損害額を算定するに当たって、故意や過失など加害の動機や態様等の加害者側の事情が参酌されることは認めながらも、「本件事故は専門機関においてすら予想・予見できなかった自然事象（天災地変）に起因して生じたものであることは周知のとおりであり」「かかる想定をはるかに超えた天災地変に起因して生じた本件事故について、被告東京電力に故意や重過失が認められないことは明らかである。」などと反論して故意過失責任を否定してい

る。しかしながら、本件原発事故は、国会事故調によつても、「この事故が『人災』であることは明らかで、歴代及び当時の政府、規制当局、そして事業者である東京電力による、人々の命と社会を守るという責任感の欠如があつた」と厳しく批判されているように、「専門機関においてすら予想・予見できなかつた自然事象（天災地変）に起因して生じたものであることは周知のとおりであるなどとは到底言えず、そうであるからこそ本件訴訟において極めて重大な争点となつてゐるのである。

(4) よつて、原告の被告東電に対する請求が、原賠法3条1項及び民法709条のいずれによるものであるにせよ、原発事故に関する被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理は必要不可欠であることは明らかである。

## 2 原告に故意過失責任の主張を許さないと解釈することは憲法14条違反であることについて

(1) このような重大な争点について、本件事故が原発事故であることを理由に、その被害者に限つて、事故の発生原因である加害者の故意過失責任の主張をすることが許されないと解釈することは、他の事故の場合に比して原発事故の被害者のみを不当に差別することに他ならず、法の下の平等原則を定めた憲法14条に反することは明らかである。

(2) 我が国においては、不法行為に基づく損害賠償責任について、種々の法律において無過失責任が採用されているが、いずれも不法行為の原則を定めた民法の特則を定める特別法として制定されている。そして、その特則として無過失責任を定めた場合であつても、その趣旨及び目的は、被害者保護のために、民法が定める故意過失責任の限定を解除して無過失責任にまで拡大することにあり、故意過失責任を排除して不間に付すこととするような特則まで置いた特別法は存在しない。上述のとおり、無過失責任を規定した自動車損害賠償補償法3条や鉱業法109条に基づく損害賠償請求においても、加害者の故意又は過失の種類やその

程度は斟酌されている。また、製造者の過失の有無を問わずに欠陥の存在のみを要件に賠償責任を認める製造物責任法についても同様である。

(3) このように、故意過失責任を排除して不間に付すこととする特則まで置いた特別法が存在しない理由は、被害者保護のために、損害賠償請求上の主張及び立証を容易にすべく、故意過失責任の限定を解除して無過失責任を認めることについては合理性があるが、故意過失責任を排除して不間に付すこととするのは、加害者を不当に優遇することにはなっても、被害者保護の目的には明らかに反して、何らの合理性も認められないからである。被害者の損害額を算定するに当たって、原賠法3条1項に基づく慰謝料請求のみを別異に解して、原子力事業者の故意又は過失の程度を考慮しないとすることに合理的な理由は全くない。また、被告東電に対する故意過失責任の主張を認めることは、原賠法の目的である被害者の保護を図ること及び原子力事業者の健全な発達に資することのいずれにも合致こそすれ矛盾抵触するものではない。原発事故の被害者である原告が、被告東電の故意過失責任を追及することによって、その責任に見合った完全賠償が実現されるのであれば、被害者の保護を図るという目的は達成される。また、本件訴訟の中で、被告東電の故意・過失の有無及び程度を究明して、原発事故が何故起こったのかの事故原因を明らかにすることは、将来の原子力事故の抑止につながるものであるから、原子力事業者の健全な発達という目的にも資するものである。

(4) 以上のとおり、原告の被告東電に対する請求が、原賠法3条1項及び民法709条のいずれによるものであるにせよ、原発事故に関する被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理は必要不可欠であり、これを許さないと解釈することは、憲法14条違反であって失当であることは明らかである。

第3 原告は、被告東電の故意過失責任を原賠法3条1項に基づき主張することができ、仮に主張できないとすれば民法709条により主張できること

1 原賠法3条1項は、同項ただし書の「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」に

よる場合を除く無過失責任を包括的に規定したものであることについて

- (1) 原賠法3条1項は、同項ただし書の「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」による場合を除き、無限定に「損害を賠償する責めに任ずる」と規定するのみである。原賠法上に、「故意過失」を排除して「無過失責任」に限定する旨の規定は全く置かれていない。
- (2) また、原賠法5条1項は、「第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する」として、求償権の行使要件について、「故意」という用語を用いて、損害を発生させた行為者の責任要件を規定している。したがって、同規定は、同法3条における責任主体である原子力事業者についても、故意過失といった責任要件が含まれていることを当然の前提とした上で規定されていると解する以外にない。
- (3) よって、原賠法3条1項は、同項ただし書の「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」による場合を除く無過失責任を包括的に規定したものであることは明らかであり、原告は、被告東電の故意過失責任を原賠法3条1項に基づき主張することができる。
- (4) なお、万が一このような解釈が出来ないというのであれば、原告は、被告東電の故意過失責任を民法709条により主張できるというべきである。もっとも、その場合には、原賠法4条の責任集中主義の規定も、原賠法5条の求償権制限規定も適用がないこととなる。いずれの規定も、その規定自体から、原賠法3条が適用される場合の規定にとどまることが明らかだからである。すると、民法709条により主張できるとする解釈は、被告東電が指摘する原賠法の原子力事業者の健全な発達という目的にそぐわないことは言うまでもないであろう。

2 原賠法3条1項は、同項ただし書の「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」による場合を除く無過失責任を包括的に規定したものであるとの解釈は、被告東電が

## 引用する裁判例とも整合することについて

(1) また、原賠法3条1項が、同項ただし書の「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」による場合を除く無過失責任を包括的に規定したものであるとの解釈は、被告東電が引用する裁判例（①平成20年2月27日水戸地裁判決及び同控訴審である平成21年5月14日東京高裁判決、②平成16年9月27日東京地裁判決及び同控訴審である平成17年9月21日東京高裁判決）のいずれにも整合する。以下、詳述する。

(2) ①の裁判例について

この事案は、事故時近隣工場において稼働していた原告らが、原子力事業者である被告JCOとその親会社である被告住友金属鉱山株式会社に対し、主位的に民法709条及び715条、予備的に原賠法3条1項に基づき損害賠償責任を追及した事案である。

水戸地裁判決は、「本件事故による損害賠償に民法上の不法行為に関する規定の適用はない」とした上で、原子力事業者である被告JCOについては原賠法3条1項に基づく請求のみを認め、その親会社である被告住友金属鉱山株式会社については、同項の規定する「原子力事業者」に該当しないとして、原賠法4条1項の責任集中主義の規定により請求は認められないとしたものである。

同判決は、原賠法3条1項には故意過失責任が含まれていないので、同条項による故意過失による主張は許されないなどとは論及していない。同判決は、「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もないから、本件事故による被曝と相当因果関係があるものとして損害賠償を請求する限りにおいては、原子力事業者に該当する被告JCOとの関係においても、民法上の不法行為に基づいて、損害賠償を求めることはできないというほかない。」とのみ判示して、民法ではなく原賠

法3条1項によるべきであるとの結論を示すにとどまっている。一方で、同判決は、同法3条1項の規定する「原子力損害」の意義については、「原賠法その他の法令上、原賠法3条1項によって賠償されるべき損害の範囲に関する規定は何ら存在しないから、民法上の債務不履行ないし不法行為による損害賠償責任に関する一般原則に従って、『核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用』と相当因果関係がある損害の全てが原賠法3条1項により賠償されることとなると解するのが相当である」と判示している。そうすると、同項の規定する「責めに任ずる」の意義についても、その範囲に関する規定としては、同項ただし書の「その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。」という規定しかなく、この規定が故意過失責任を排除する意味を有しないことは規定自体から明らかであり、同法には他に責任の範囲を限定する規定は存在していないと解される。

したがって、同判決は、原告が原子力事業者の故意過失を主張する場合には、故意過失が原賠法3条1項に含まれているとして、これによるべきであるとの考え方を前提としたものであり、同判決に照らしても、原告は、被告東電の故意過失責任を原賠法3条1項に基づき主張することができる。

### (3) ②の裁判例について

この事案は、不動産会社である原告が、原子力事業者JCOに対し、JCO臨界事故による不動産価格の下落についての損害賠償責任を、主位的に原賠法3条1項、予備的に民法709条に基づき追及したという事案である。

東京地裁判決は、①の判決と全く同様に、原賠法3条1項には故意過失責任が含まれていないので、同条項による故意過失による主張は許されないと論及しておらず、単に原賠法2条2項、3条1項の「損害」については「条文上何らの限定が加えられていない」ことから、「相当因果関係がある限り、すべての損害を含むと解すべき」であると判示し、かつ、「『損害』を前記のように解

する以上、原告が被告の『原子炉の運転等』以外を加害原因として主張していない本件においては、原賠法3条1項による無過失賠償責任と別個に民法709条による賠償責任が成立する余地はなく、原賠法3条に基づく（主位的請求）が認められない場合には、民法709条に基づく請求（予備的請求）も認められない。」と判示したものである。

したがって、同判決も、①の判決について上述したのと同様に、故意過失が原賠法3条1項に含まれているとの考え方を前提にしたものであり、同判決に照らしても、原告は、被告東電の故意過失責任を原賠法3条1項に基づき主張することができる。

(4) 以上のとおり、原賠法3条1項は、同項ただし書の「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」による場合を除く無過失責任を包括的に規定したものであるとの解釈は、裁判例とも整合する。

### 3 被告東電が引用する行政解釈は、原賠法3条が故意過失責任を排除して無過失責任のみを定めた規定であるという解釈を示したものではないことについて

被告東電は、行政解釈（科学技術庁原子力局監修「原子力損害賠償制度」（乙イ1・52頁））には、「民法第415条（債務不履行の要件）及び第709条から第724条までの不法行為に関する規定のうち、第709条（不法行為の要件）、第715条（使用者の責任）、第716条（注文者の責任）及び第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）が本章の規定によって排除される」と明記されており、行政解釈としても、原子力損害については民法709条の適用は排除される旨が明らかにされていると主張する。

しかしながら、この行政解釈も、原賠法3条1項自体においても故意過失責任が排除されているとの解釈まで示したものではない。そして、この行政解釈は、原賠法3条1項に故意過失責任が含まれているという解釈を前提として初めて正当化され得る解釈に過ぎないことは、既述したところにより明らかである。

#### 4 小括

よって、原告は、被告東電の故意過失責任を原賠法3条1項に基づき主張できるし、仮に主張できないとすれば民法709条により主張できる。

#### 第4 総括

以上のとおり、原告の被告東電に対する請求が、原賠法3条1項及び民法709条のいずれによるものであるにせよ、原発事故に関する被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理は必要不可欠であり、これを許さないと解釈することは憲法14条違反である。また、原告は、被告東電の過失責任を、原賠法3条1項に基づき主張でき、仮に主張できないとすれば民法709条により主張できることは明らかである。被告東電は、本件訴訟の重大な争点の一つである地震及び津波の予見可能性等の事項について、自らの無過失責任の主張を前提として、原告の正当な過失責任の主張を封じるために理不尽な反論を展開しているにすぎない。

以上